

「公共交通機関の旅客施設・車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」 の改訂案の概要について

1. 趣旨

我が国の公共交通機関のバリアフリー整備については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）において、公共交通事業者等は、旅客施設を新設又は大規模改良する場合、又は車両等を新たに導入する場合、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」（平成18年国土交通省令第111号。以下「移動等円滑化基準」という。）に適合させることが義務付けられている。

また、国土交通省では、公共交通事業者等が旅客施設を新設又は大規模改良する際、又は車両等を新たに導入する際に、高齢者、障害者等をはじめとした多様な利用者の多彩なニーズに応えることができるよう、旅客施設及び車両等の整備のあり方を具体的に示した「公共交通機関の旅客施設・車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」（以下「本整備ガイドライン」という。）を公表している。

更に、令和2年5月に成立した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」において、公共交通機関において整備された旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準（ソフト基準）への遵守義務が創設され、令和3年4月1日に施行する予定である。

こうした状況を踏まえ、学識経験者、障害当事者、関係事業者等で構成する「公共交通機関のバリアフリー基準等に関する検討会」において、本整備ガイドラインの改訂について検討を行ってきたところ、ソフト基準に関連した役務の提供に関するガイドライン改訂内容に一定の結論が得られたことから、当該内容を反映するため等の所要の改訂を行うこととする。

2. 改訂内容の概要

本整備ガイドラインは、旅客施設及び車両等の設備や構造に関するハード面でのバリアフリー整備に関する内容を記載していたところであるが、役務の提供（ソフト基準）に関するバリアフリーの内容を記載するにあたり、以下のとおり改訂を行う。

（1）ガイドラインの活用と基本的な考え方（第1部）

役務の提供に関するガイドライン（第6部）を追加するにあたり、本整備ガイドラインの基本的な考え方、目的及び現状の課題等について掲載している第1部において、役務の提供に関する内容の追記を行う。

（2）役務の提供に関するガイドライン（第6部）

旅客施設共通（第2部）、個別の旅客施設（第3部）、個別の車両等（第4部）に関する各ガイドラインにて記載する、設備の機能を十分に発揮するために必要な役務の提供

の方法をまとめた、第6部を新たに作成する。

(3) その他、所要の改訂を行う。

【参考】本整備ガイドラインの構成について

本整備ガイドラインの構成は、「旅客施設編」及び「車両等編」、「役務編（作成予定）」に分冊し、各整備箇所を整備するにあたっての考え方を示した上で、以下の3段階に分けて記載している。

◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容

移動等円滑化基準に基づく、最低限の円滑な移動を実現するための内容の記述を行ったもの

○：標準的な整備内容

社会的な変化や利用者の要請に合わせた整備内容のうち標準的な整備内容で、積極的に整備を行うことが求められるもの

◇：望ましい整備内容

「◎」及び「○」の整備を行った上で、さらに円滑な移動等を実現するための移動等円滑化や、利用者の利便性・快適性への配慮を行った内容のもの